

利 用 申 請

- 1 受付場所
ビーチホールまがたま 025-553-1670
- 2 受付時間
休館日と国民の休日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までと土曜日の9時から12時まで
- 3 休館日
1月1日から4日まで、12月28日から31日まで
- 4 利用申請の受付時間
利用申請は、利用日の6ヶ月前の日から3日前の日までの間に行ってください。
- 5 申請方法
利用を申請する方は、受付場所においでください。
- 6 利用許可と使用料
使用料は前納ですので、利用の許可を受けた方は速やかに使用料を納入してください。ただし、附属設備及び備品使用料は利用終了時に納入いただく場合があります。
- 7 利用の許可順位
利用許可は、原則として利用申請受付順に行います。先に許可した利用と重なる利用の申請は受理しないことがあります。
- 8 利用の不許可
次の何れかに該当するときは、利用を許可しません。
公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき
ビーチホールまがたまの管理上支障があると認めるとき
その他、市長が利用を不適当と認めるとき
- 9 利用許可の取消または変更等
次の何れかに該当するときは、利用許可を取消し、利用の条件を変更し、または利用を制限し、もしくは停止します。
利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を転貸したとき
災害その他の事故により利用ができなくなったとき
条例、規則または市長がビーチホールまがたまの管理上必要と認めて行う指示に違反したとき
その他、市長が特に必要と認めるとき
- 10 使用期間
引き続き利用できる期間は、同一場所につき6日以内です。
- 11 利用変更または利用の取消し
利用変更または利用を取り消すときは、速やかに利用変更(取消し)申請書を提出してください。
利用を取り消したときは、次によりすでに納入した使用料を還付します。
利用者の責任によらない事情により利用することができないとき
利用の取り消しを申請し認められたとき

その他、わからないことはお気軽に職員にお尋ねください。

利 用 す る 前 に

- 1 舞台利用についての打ち合わせ
舞台を利用する場合には、必ず1週間前までに担当の職員と打ち合わせをして指示に従ってください。
- 2 人員の配置
入場者および駐車場の整理、案内、警備等に必要な人員は利用者側で配置してください。なお、配置計画を提出してください。
- 3 関係官庁への届出
利用が許可されたときは、利用の内容によってはあらかじめ次の官庁等への届出が必要ですので、利用者は必要な届出を行ってください。
催物開催届：糸魚川消防署 025-552-0119
警備：糸魚川警察署 025-552-0110
音楽著作権：日本音楽著作権協会大宮支部 0486-43-5461
- 4 守っていただくこと
利用者は次のことを守ってください。
収容する人員は、利用場所の定員を超えないこと
建物または敷地内において物品を販売しないこと。ただし物品を販売する目的で利用許可を受けた場合は除きます。
ふれあいセンターの内外の秩序を保つため必要な整理員を置くこと
許可を受けないで利用場所以外を利用しないこと
利用許可を受けて利用しなければならない附属設備および備品については、許可を受けたもの以外を利用しないこと
許可を受けないで附属設備、備品等を利用場所以外に持ち出さないこと
所定の場所以外において火気の使用、飲食又は喫煙をしないこと
許可を受けないで広告類を掲示し、又撒き散らす行為をしないこと
建物または附属設備、備品等を汚損しもしくはき損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと
利用者は、万一非常災害が発生した場合、入館者の避難誘導が直ちに行えるよう事前に非常口等を確認し、万全の対策を立てておくこと
その他係員の指示にしたがうこと

当日の利用に当たって

- 1 利用許可書の提示
利用する際には、必ず事務室へ提示してください。
- 2 利用時間の厳守
利用許可時間には、準備と後片付けの時間も含まれますので、次の利用者に迷惑をかけないよう、利用許可時間内にすべてを終了させてください。
- 3 貴重品等の保管
利用者は関係者の出入りをチェックし、展示品や貴重品等の保管、警備については万全を期してください。
盗難等については、糸魚川市は責任を負いません。